

青森県自助・共助を 基本とした防災条例について

危機管理局防災危機管理課

第1回会議でいただいた御意見のうち、条例へ反映させた主なもの

項目	意見の概要	反映させた条項
民間との連携	・民間と市町村が連携するネットワークづくりが非常に重要 ・行政、民間が、それぞれの強みを活かし合いながら、取り組む	第3条（4）、第5条、第6条、第12条
市町村に関すること	・様々な取組の中核は市町村	第3条（4）、第6条
人材育成	・何とかしなければいけないと思ってる人はたくさんいるため、人材の育成にも力を入れるべき	第15条（1）
防災意識の向上	・自分ができる行動を身につける防災力をつけることを目標にしなければならない ・3日間は自力で対応すべきことが知られていない	第1条 第3条（1）・（2）・（3） 第4条、第15条（1）・（2）
具体的な内容	・県民に具体的な内容を示して伝えないと、自助・共助の必要性は理解してもらえない	第7条～第15条
条例の目的 （命を守る）	・まず命を守るところを強調してほしい	第3条（1）
多様性への配慮	・それぞれの立場の多様な人たちの力が必要だということも、ぜひ条例のどこかに入れていただきたい	第3条（3）、第14条

第2回会議でご意見をいただきたい事項

別添「青森県自助・共助を基本とした防災条例案」をもとに御意見ををお願いします

- 例) ・ 自助、共助の推進につながるアイデア
・ 県民や事業者の新しい取組につながるアイデア
・ 青森県のユニークな取組につながるアイデア など

< 青森県自助・共助を基本とした防災条例案 > (別添参照)

- ・ 目的
- ・ 定義
- ・ 基本理念
- ・ 各主体の責務
- ・ 県民等の防災活動 ～事前の備え～
- ・ 県民等の防災活動 ～発災前後の避難行動～
- ・ 県民等の防災活動 ～避難生活～
- ・ 自助・共助の促進に関する県の施策
- ・ 防災啓発週間
- ・ 財政上の措置

項目ごとに御意見をいただきます
(前文は最後に御意見いただきます)

条例制定の必要性(第1回会議)

県・市町村による公助だけでは限界があることから、地域の防災力の向上を図るためには、**自助・共助の力の向上が不可欠**

→県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進を図るためには、**県民等がすべきこと、取組を明らかにした防災条例が不可欠**

条例制定の手順



第 1 回検討会議における各委員発言要旨及び検討案

■条例制定の趣旨

県民等の自発的な防災活動の促進を図るため、県民等の責務、取組等を明らかにする。

■条例に反映させる意見の基本的な方針

- ①普遍的と考えられるものは条例に反映
- ②主に自助・共助（県民等の防災意識を高めるもの）に関するものを反映する
- ③①・②に該当しないものは、基本理念への記載を検討
- ④その他、多くの意見があったものは、条例への反映を検討

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
船橋委員	日本赤十字社の防災プログラムの中には教える側の先生方が使えるものもあるので、県には、学校の先生方にこれらのプログラムの存在を知ってもらう機会を作っていただきたい			県教育委員会に要望内容をお伝え、検討いただいているところです
葛西委員	発災後開設される避難所での生活や復興支援に向けた災害ボランティアセンターなどの様々な取組の中核は市町村 市町村と県は法律上対等な立場であることは分かるが、防災条例においては、市町村の役割を明確にしつつ、民間と市町村が連携するネットワークづくりが非常に重要	○	【第 6 条】市町村の責務 市町村は、～国、県、他の地方公共団体 及び災害支援団体等と連携し 、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。	市町村の責務（市町村の地域防災計画に定める事項の着実な実施）、民間団体との連携について、条例に反映します【第 6 条】
葛西委員	災害対応力（受援力）を高めるには、日常的に民間と市町村の連携を深めることが不可欠	○	【第 6 条】市町村の責務 市町村は、～国、県、他の地方公共団体 及び災害支援団体等と連携し 、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。	市町村と民間団体との連携について、条例に反映します【第 6 条】 日常的な連携については、市町村との会議等の機会を通じて、民間との連携の必要性、重要性の理解促進を図ります
葛西委員	条例の策定により、平時からの防災活動が活性化し、災害時の対応力が高まることが期待される			御発言の内容が実現するよう、取り組んで参ります。
葛西委員	行政間の役割を明確化し、民間団体との連携を図ることが望ましい	○	【第 5 条】県のすべきこと 県は、～国、他の都道府県、市町村 及び災害支援団体等と連携し 、地域防災計画に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。 【第 6 条】市町村のすべきこと 県は、～国、県、他の地方公共団体 及び災害支援団体と連携し 、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。	県と市町村の役割（各団体の地域防災計画に定める事項の着実な実施等）、県・市町村と民間団体との連携について、条例に反映します【第 5 条、第 6 条】
葛西委員	防災に関する条例は、防災危機管理課だけでなく、「福祉・保健・地域部局」にもしっかり共有される必要がある			条例制定の過程を通じて庁内各部局と共有していきます
葛西委員	支援活動に関わる「人材」は主に民間であり、民間がキーワード 災害ボランティアセンターなど、民間による支援活動が重要であり、民間の自発的活動を制度の中に組み込むべき			民間団体による防災のための自発的な活動促進に係る施策検討の参考とさせていただきます
葛西委員	被災時は、例えば農業など他分野とも密接に関係するため、「庁内連携」が不可欠福祉や防災などの各部局が連携し、横断的な支援体制を構築する必要がある			青森県地域防災計画に基づき、各部局が連携し、横断的に取り組んでいくこととしています

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	大事だ、大事だと言うのではなく、大規模災害で起きることを県民に具体的な内容を示して伝えないと、自助・共助の必要性は理解してもらえないのではないか	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （４）事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進	県民への啓発という趣旨を条例に反映します【第１５条】 具体的な内容を示すことについては、啓発活動で示す内容とすることを検討します
小山内委員	自助・共助の必要性を伝える際は、自助・共助と公助の対立構造とならないようにしていただきたい、押しつけにならないようにしてほしい			本条例は自助・共助の力の向上を図るものであり、公助の取組と併せて地域防災力の向上を図るものであることを丁寧に説明します
小山内委員	災害が起きたときは市町村が動くのに、防災専任がいない市町村もあるし、１～２人しかいないところもある この中でどこまでできるかと言われるとなかなか難しい 防災、危機管理の位置付けを横断的にして、防災担当だけがやることではないという市町村への意識付けを県として行うことができるのではないか			市町村に対し、引き続き防災対策の必要性について理解促進を図ります
小山内委員	行政、民間がそれぞれでできることがあるので、それぞれの強みを活かし合いながら、取り組んでいくという方針を示していただきたい	○	【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （４）県、市町村及び災害支援団体が相互に連携し、及び協力して、取り組むこと。	条例に反映します【第３条】
小山内委員	自主防災組織の組織率を高めることも重要だが、それ以上に中身が重要 市町村と自主防災組織の間での話し合いの場がなく、適切な役割分担がなされていない結果、一方的な押し付け合いをする市町村がまだまだあると感じている			自主防災組織の課題として市町村と共有するとともに、組織の在り方に係る施策検討の参考とさせていただきます
小山内委員	自主防災組織の質の向上に加え、高齢化の問題への対応も必要 50～60代の人に参画してもらうように工夫することが必要	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （３）消防団員の確保及び自主防災組織等の設立に向けた県民への普及啓発 （６）消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者への普及啓発	条例に反映します【第１５条】
小山内委員	自主防災組織の作り方を変えなければならない 現在の自主防災組織は、地域で役職を持っている人に声を掛けるから高齢化が解消されず、実行部隊がいないという問題に繋がっている			自主防災組織の課題として市町村と共有します
小山内委員	地域には色々な問題や災害に関心があり、じぶんごととして何とかしなければいけないと思ってる人はたくさんいると思うので、そういう人材の育成にも力を入れるべき	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成	条例に反映します【第１５条】
小山内委員	人材育成の一環で、防災教育ももちろんだが、それぞれの立場の多様な人、健常者だけではなく障害者や男性、女性、LGBTQの方々とか、多様な人が地域にいますので、そういう人たちの発掘、その人たちが手を挙げてやりたい、やりますと言える体制づくりも大事 多様な人たちの力が必要だということも、ぜひ条例のどこかに入れていただきたい	○	【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （３）県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること。	条例に反映します【第３条】

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
小山内委員	共助は自主防災組織だけではない 共助は地域住民だけでなく、NPOや民間団体も含まれるが、支援を受ける力、支援に行く力の両方が育っていない			防災対策の支援力、受援力に係る施策検討の参考とさせていただきます
小山内委員	NPOなどの多様な民間団体を意識づけ、防災の主体に組み込む体制づくりが必要	○	【第2条】定義 災害支援団体 特定非営利活動法人その他の地域の多様な主体 をいう。 【第3条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （4） 県、市町村及び災害支援団体等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。	「災害支援団体」として定義し、県、市町村と連携する旨規定することで意識づけを行います。【第2条、第3条】
小山内委員	県と青森県社会福祉協議会との三者連携により災害中間支援組織の設立に向けた取り組みを実施しているが、災害中間支援組織を支援する人たちをコーディネートする組織づくりにつなげていく必要がある	○	【第5条】県のすべきこと 県は、～国、他の都道府県、市町村 及び災害支援団体と連携し 、地域防災計画に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。	連携について条例に反映します【第5条】
小山内委員	災害関連死の防止には良好な生活環境の確保と心のケアが不可欠であるが、大規模災害時は心のケアや寄り添い支援が軽視されがち この条例やその後の政策に心のケアの必要性、重要性を盛り込んでいただきたい			被災者の自立・生活再建を進めるためには、被災者一人ひとりに沿ったきめ細やかな支援が重要であり、近年では大規模災害時の被災地等においても災害ケースマネジメントの取組が展開されています 災害ケースマネジメントは地域防災計画に規定されており、関係民間団体と連携し、取組を進めていきます
小山内委員	災害関連死防止のためには、避難生活支援リーダー・サポーターの育成が不可欠であり、条例に育成を盛り込んでいただきたい 内閣府では避難生活支援リーダー・サポーター育成のための研修会をモデル事業として開催しているが、いずれは自走式で取り組む。自治体が予算を計上し、力を入れて育成に取り組むべき	○	【第15条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （1）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに 防災活動の促進のために必要な人材の育成	条例に反映します【第15条】
小山内委員	災害から命を守り、生きて生き抜くためには、県民一人ひとりが防災を「じぶんごと」として捉えることが重要	○	【第3条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （3） 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち 、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること。	条例に反映します【第3条】
小山内委員	条例に家庭での持ち出し袋を備えることを明文化してもいいのではないか	○	【第8条】生活物資の備蓄等 県民は、～ 避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。	条例に反映します【第8条】

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
駒井委員	青森県民一人ひとりが、災害に遭ったときに自分ができる行動を身につける防災力をつけることを目標にしなければならない	○	【第1条】目的 この条例は、 災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策について 、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織等、県及び市町村のすべきことを明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。 【第3条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （1） 自分の命は自分で守ることを最優先とすること。 （3） 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること。	条例に反映します【第1条、第3条】
駒井委員	県民ファーストという宮下知事自身の想いを含め、この政策を決めていかなければならないのではないか			御発言の趣旨のとおり、県民の生命、身体及び財産を守るため、県民等の防災意識を高め、自発的な防災活動の促進等を図ることにより、災害に強い地域社会づくりに寄与するため、本条例を制定するものです。
駒井委員	一般県民に自主防災組織頑張ってくださいとか、作ってくださいと言われても、正直、自主防災組織は何をするのか、わからない そういうところは市町村や県の教育的部分であり、情報共有した上で、どういう形で県民の防災力を上げるかということに繋げていけたらよいのではないか			自主防災組織の在り方、及び県民一人ひとりの防災力向上に係る施策検討の参考とさせていただきます
駒井委員	大規模災害時は公助による支援も入るが、中間の民間企業や市民団体といった中間的な組織の存在が必要不可欠であり、県との連携が必要なのではないか	○	【第5条】県のすべきこと 県は、～国、他の都道府県、市町村 及び災害支援団体と連携し 、地域防災計画に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。	条例に反映します【第5条】
駒井委員	人に何かを伝えるために何かやろうとした場合、そこに資金面が発生する そういう資金がないと生活していくのと同じで、お金がないと担保できない。一般の民間団体をはじめ、NPOなど、制限なく、防災活動で何かしら行動してくれた方には資金対応を県の方で少しでも支援していただきたい			予算に係る要望として今後の検討の参考とさせていただきます。
米田委員	自主防災組織という防災のためだけの組織はもはや成り立たない そもそも人はそれほどいないし、どの組織も高齢者が会長を担い、毎回毎回同じ会議をしている この状態が続いているのに何とか新しい組織を作ったとしてもおそらく機能しない （自主防災組織という防災のためだけの組織をどうしたらいいかというと）市町村が相当大事 防災の対象が学区単位なのか避難所単位なのかは分からないが、その地域に資金や権限をしっかりと渡す仕組みを構築するよう県が市町村を指導すべき			自主防災組織の課題として市町村と共有するとともに、組織の在り方に係る施策検討の参考とさせていただきます
米田委員	県から市町村への指導の際は、10年後の姿を数字ではない形で見える化していただきたい 例えば、隣の村のあの辺が大丈夫かどうかは社会保障人口問題研究所のデータで出せると思うので、それを県が作らせればいい 防災のためだけではなく、地域づくりのためにも必要 数字ははっきり出るが、住んでいる人々は数字では分からないから、目に見える形でしっかり示させる指導を県が市町村に行うべき			人口減少による地域防災の担い手不足は喫緊の課題であることから、地域の実情に応じた防災対策の必要性の理解促進を図ります

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
米田委員	あおりおまもり手帳もこれは素晴らしいかもしれないが、持ち歩くことはないし、帰れば紙くずになるか、家のどこかにしまっておくだけのものになるだけ 日常的に無理やり接するようなものでなければ多分効果は出ない	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （４）事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進	条例に反映します【第１５条】
米田委員	災害関連死を認定できないのはその審査会を作る条例がないためで、そういう自治体がたくさんあるのは問題 大規模災害は確実に起こる前提で体制づくりをすべき			市町村圏域を越えて広域的に災害が発生した際には、審査員の確保等について市町村単独での対応に課題が生じることも想定されるため、本県では、審査会の設置・運営の受託や合同審査会の設置などにより、市町村を支援することとしています
米田委員	民間主導による復興支援やボランティア活動を持続的に行えるよう、休眠預金・企業版ふるさと納税等の活用を県が支援すべき 県のお金を使わずとも民間が主導してできることはたくさんあるので、県として是非サポートしていただきたい			各種支援策の周知啓発に係る施策検討の参考とさせていただきます
米田委員	地域ごとの成功事例を共有する「プチ自慢大会」などを開催し、好事例の横展開をしていただきたい。自分の集落ではこういうことをやって上手くいっているということを発表してもらえば、他でできたなら自分たちのところでもと考え、取り組んでいく。これだとお金がかからないので、ぜひ開催してほしい			自助・共助の取組促進に係る施策検討の参考とさせていただきます
米田委員	自主防災組織がカバーできていない地域の特徴があるのではないかな 自主防災組織を無理やり作らせるくらいなら、小学校単位だったり公民館だったりにお金や備蓄品を出して、自主防災組織的な活動を行うよう依頼することで、組織を作らなくても防災機能はつけられると思われる 他県では、ローリングストック参観日など、備蓄品を使ってみんなで給食を食べようとする動きもある また、防災を目的とせず、サッカー観戦などのイベントに絡めて自然に防災意識を促しているところもあるので、こうしたものを上手く取り入れたらいいのではないかな			自主防災組織の課題として市町村と共有するとともに、自助・共助の取組促進に係る施策検討の参考とさせていただきます
三上委員	自助の力の向上が全ての基本だと思うが、一般的に３日間は自力で対応すべきことが知られていない 具体的な情報、不安ではなく、どのくらい必要なのかという情報を、実際に起きた事例をもとに、見える形で示してほしい	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （２）県民が行う生活物資の備蓄の促進に関する普及啓発 （４）事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進 （５）事業者が行う備蓄の促進及び資機材の点検に関する普及啓発	条例に反映します【第１５条】
三上委員	行政として防災に関する研修会は行われていると思うが、民間団体による研修は個人で繋がっているSNSを通じて知ることはあっても、行政の研修会は分からなかった行政の情報量を増やしていくことが必要ではないかな			より効果的な発信方法について検討します

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
三上委員	条例で事業主としてすべきことを明記するとのことだが、記載されても何から始めればいいのか分からないので、具体的に示してほしい	○	【第１０条】災害時の事業活動の継続等 １ 事業者は、災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をし、及び継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。 ２ 事業者は、災害時に従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。	「災害時の事業活動の継続等」として規定しました。【第１０条】
三上委員	事業所単独で防災訓練を行うのは大変な場合もあると思うので、事業主が入っている経済団体を利用した訓練を実施してはどうか			民間による自発的な訓練の実施に係る施策検討の参考とさせていただきます
三上委員	公的事業に参入する際の条件として認定を取っているとか加点になるような仕組みがあるが、防災に取り組む事業者が優遇されるような仕組みを設けると嫌でも取り組むことになるし、万が一何かあった場合の自助の力の向上につながるのではないかな			インセンティブ措置の実施等に係る施策検討の参考とさせていただきます
北向委員	メディアでも啓発番組を作るとかネット配信が行われているが、なかなか（防災の重要性は理解していても、先に進まないという）壁が崩れない。壁を上手く崩していくのが大きなポイントだと思う			効果的な啓発活動に係る施策検討の参考とさせていただきます
北向委員	今回の条例は禁止でなく、取り組みを促すものであることから、どういう風にざっくりしていけばいいかが分からない 事務局からは条例では細かく定めないという話があったが、 具体的にどうするのかというところ、こどもに情報発信していくような形でやっていただくのかいいのかと思う	○	【第７条～第１４条】において フェーズに応じた県民等の防災活動の取組 を規定 【第１５条】 第７条～第１４条の規定に対応する形で、取組促進に向けた県の施策を規定	条例に反映します【第７条～第１５条】
北向委員	具体的に条例の中でこういうことを聞いて規定し、こういうことを決めました、こういうものを進めるためにどうすればいいのかというものを、全国の事例や青森の実情を踏まえた上でこういうことが考えられるのではないかとということまで発信してはどうか			効果的な啓発活動に係る施策検討の参考とさせていただきます
北向委員	条例に入れる性格のものかどうか分からないが、正しい情報を得て伝えるという趣旨を条例のどこかに入れてもいいのではないかな	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１） 防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進 並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （４） 事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進 （９） 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における、当該災害に関する情報の収集及び県民等への速やかな提供	条例に反映します【第１５条】
中里委員	正直、県の防災Xのフォロワーは6,000人ほどしかおらず、わざわざ検索して見に行くことはないので、フォロワーを増やす努力は必要			効果的な情報発信に係る施策検討の参考とさせていただきます
中里委員	こどもたちの教育のような感じで普段からの刷り込みが大事 青森防災のXでも、ポストだけではなく、こうやって逃げたらいいよといったショート動画を作るなどの取組をしたら面白いのではないかな			効果的な啓発活動に係る施策検討の参考とさせていただきます
中里委員	条例案の基本理念について、今後起こりうる災害による被害の二次災害のところ、最小限に迅速な回復を図る減災に繋げていくことが重要であり、そのワードとして、減災という言葉を入れていただきたい	○	【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （２）災害の発生を想定し、 被害を最小限に抑え 、迅速な回復が図られることを基本とすること。	「減災」の趣旨を条例に反映します【第３条】

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
中里委員	基本理念の３に関し、昨年、一昨年と熱中症で亡くなった方がいらっしゃるし、最近青森県も稀に見る暑さとなっている。たださえ電気などのライフラインが使えない中、青森でもかなり夏が長くなっていることを踏まえ、暑さ対策についても加えていただきたい	○	【第１４条】避難所における生活環境の確保 県民及び自主防災組織等は、～避難所における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。 【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 （１１）避難所の良好な生活環境を確保するための市町村と連携した避難所環境の整備	避難所環境という観点で条例に反映します【第１４条、第１５条】
中里委員	比較的組織が大きいＮＰＯなどがある一方で、学生団体など組織が小さく、知れてないかもしれないけど活動している団体もある。そういうＮＰＯや県、市町村が連携できる機会があったらもっと迅速な被災者支援ができるのではないかな	○	【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （４）県、市町村及び災害支援団体等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。 【第５条】県のすべきこと 県は、～国、他の都道府県、市町村及び災害支援団体等と連携し、地域防災計画に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。 【第６条】市町村のすべきこと 市町村は、～国、県、他の地方公共団体及び災害支援団体と連携し、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。	県・市町村と民間団体との連携について、条例に反映します【第３条、第５条、第６条】
中里委員	防災に取り組んでいきたい、協力していきたいと考えている企業が意外と多い 県内でもペット保険への加入率が増えており、ペット防災に力を入れてほしいという声が上がる一方で県内の避難所でペットＯＫなところは少ない リスナーからもペットＯＫではないのに勝手に連れてきて眠れなかったという意見などをいただくこともあるので、分かりやすく表明するなり、協力を求めるなり、企業に委託するなどの対策を取ってはどうか			避難所運営に係る課題として関係部局や市町村と共有するとともに、避難所運営の在り方に係る施策検討の参考とさせていただきます
中里委員	企業もＮＰＯも無理せず継続的に活動していくことが重要であり、いわゆる補助金などのお金の流れもある程度しっかりしてほしい			予算に係る要望として今後の検討の参考とさせていただきます。
立岡委員	現状漏れているのは、まずもって命を守るところ。守るためには災害に対する知識や、災害のリスクを知るための知識がないことが問題また、自分の命を守るための術、人を助ける家族を助けるためのやり方も知られていない まず命を守るところは強調して書いてほしい	○	【第１条】目的 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策について、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織等、県及び市町村のすべきことを明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。 【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （１）自分の命は自分で守ることを最優先とすること。	条例に反映します【第１条、第３条】

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
立岡委員	教育の中では、知識、座学で落ちているものを実践的に教えることが非常に大事 教育が一番大事 警報が出たら逃げるかどうかを判断するのではなく、判断をやめて逃げるのが非常に大事 もっと教育のところに特化して命を守るところを抜かしてはいけない 避難所における災害関連死の防止も大事だが、その前に命が助かることをしっかり伝えていくことが非常に大事	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１） 防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進 並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （４） 事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進	条例に反映します【第１５条】
立岡委員	自主防災組織に関してはカバー率とあるが、カバーしていたとしても実際に行動しているかとなると、カバー率が高いところでもやっていないところもあり、 実質、本当に動いているかどうか疑問	○	【第１２条】自主防災組織等の活動促進 自主防災組織等は、市町村その他関係機関、事業者及び災害支援団体と連携しながら、防災知識の普及、防災訓練その他の防災対策を地域の実情にあわせて日常的に行うとともに、地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ要支援者に関する情報の把握に努めるものとする。 【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （８） 自主防災組織等の充実の促進	条例に反映します【第１２条、第１５条】
立岡委員	B C Pに関しても、作ることが目的となっている 一生懸命作成しているが、内容は全く分かっていないというところが多いので、本当に作ってもらうのであれば、しっかりとやっていかなければならない	○	【第１０条】災害時の事業活動の継続等 １ 事業者は、災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をし、及び継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。 ２ 事業者は、災害時に従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。	条例に反映します【第１０条】
立岡委員	減災は条例に入れた方がいいが、もう一つ付け足すならば、縮災（災害レジリエンス）も入れてほしい	○	【第３条】基本理念 防災対策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。 （２）災害の発生を想定し、 被害を最小限に抑え、迅速な回復が図られる ことを基本とすること。	御意見の趣旨を踏まえ、条例に反映します【第３条】
立岡委員	教育に関しては、教育するための教育者の教育も必要 教育者自身の知識と実践力を常にアップデートし、知識だけではなく、動ける人も含めて、両面を上手く合わせて教育者の育成を行うことも大事	○	【第１５条】防災活動の促進に関する県の施策 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。 （１） 防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成 （４） 事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進	条例に反映します【第１５条】 また、教育者の教育の必要性については、防災教育の充実に係る意見として県教育委員会に伝えます

委員名	御意見	条例反映	条例反映部分	検討案（条例反映分以外）
立岡委員	自助、自分の家をどうにかした方がいいのではないか 自宅が安全であれば自宅にとどまることも考えなくてはいけなので、自助の面では自宅の強化をもう少し強めてもいいのではないか	○	【第 1 1 条】建築物の倒壊の防止等 1 県民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。	条例に反映します【第 1 1 条】

青森県自助・共助を基本とした防災条例（事務局案）

【前文】

＜自然環境＞＜過去の災害・災害リスク＞

私たち青森県民は、美しく豊かな自然に囲まれ、海の幸、山の幸の恩恵を受けながら、日々の生活を送っています。

一方で、自然は地震、津波、大雨などの災害により、私たちを命の危険に直面させることがあります。

また、青森県は県土全体が半島地形ともいえる特徴を持ち、大規模な災害の際には孤立地域が発生するリスクがあります。

＜公助の意思表示・公助の限界＞

災害時には、県や市町村は、住民の生命、身体、財産を守るため、被災者の救助や支援に取り組みます。

しかし、災害の規模が大きいほど、県や市町村による「公助」の支援が全ての住民に行き渡るのに時間がかかります。

＜自助・共助の重要性＞

このため、災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、「公助」が届くまで自分や地域の力、すなわち「自助」や「共助」の力で対応することが求められます。

県民一人ひとりが災害のリスクを正しく認識し、地域が一体となって防災力の向上を図っていくことが必要です。

＜宣言＞

ここに、私たちは、防災に関する基本理念を広く共有し、県民の防災への関心を高め、主体的な防災への取組を促進することにより、災害に強い青森県づくりを実現するため、この条例を制定します。

【目的】

（目的）

第1条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を守るための防災対策（以下「防災対策」という。）について、基本理念を定め、県民、事業者、自主防災組織等（以下「県民等」という。）、県及び市町村の責務を明らかにするとともに、県民等による防災活動及び当該防災活動の促進に関する県の施策の基本となる事項を定めることにより、県民等の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【定義】

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する災害をいう。
- （2）防災 法第2条第3号に規定する防災をいう。
- （3）災害支援団体 特定非営利活動法人その他の災害に関する支援活動を行う団体をいう。
- （4）自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
- （5）自主防災組織等 自主防災組織その他の地域における防災組織をいう。
- （6）事業者 県内において事業を行う、国、県及び市町村を除く法人及び個人をいう。
- （7）自助 県民及び事業者が自らを災害から守ることをいう。
- （8）共助 県民等及び災害支援団体が協力して県民を災害から守ることをいう。
- （9）公助 災害に関する県、市町村その他公的機関が行う支援をいう。
- （10）避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。

【基本理念】

（基本理念）

第3条 防災対策は、自助、共助及び公助を基本とし、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- （1）自分の命は自分で守ることを最優先とすること。
- （2）災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復が図られることを基本とすること。
- （3）県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること。
- （4）県、市町村及び災害支援団体等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。
- （5）人口減少や高齢化等により、消防団及び自主防災組織等の担い手不足等、地域の防災力の低下が見込まれる本県の社会特性を考慮すること。
- （6）積雪寒冷地域であり、2つの大きな半島を有し、かつ三方を海に囲まれ県そのものが半島地形である本県の地域特性を考慮すること。

【各主体の責務】

（県民等の責務）

第4条 県民等は、前条に定める防災対策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、日常的に自ら防災対策を行うことにより自助を実践するとともに、自主防災組織等による共助の活動並びに自助及び共助の促進に関する県及び市町村の施策に協力するよう努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として県民の生命、身体及び財産を災害から守

るため、国、他の都道府県、市町村及び災害支援団体等と連携し、地域防災計画（災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定める事項を着実に実施するとともに、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を促進するものとする。

（市町村の責務）

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、県、他の地方公共団体及び災害支援団体等と連携し、地域防災計画に定める事項の着実な実施を図るものとする。

【県民等の防災活動 ～事前の備え～】

○【自助／県民】防災知識の習得等

（防災知識の習得等）

第7条 県民は、防災に関する正しい知識及び技能の習得のため、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域において、県、市町村その他関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、災害が発生するおそれのある危険箇所、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認に関する家族との連絡の方法等をあらかじめ確認しておくよう努めるものとする。

○【自助／県民】生活物資の備蓄等

（生活物資の備蓄等）

第8条 県民は、災害時に自らが必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄し、並びに災害及び防災に関する情報を収集する手段を確保するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

○【自助／県民】消防団及び自主防災組織の活動への参加

（消防団及び自主防災組織等の活動への入団及び参加）

第9条 県民は、消防団及び自主防災組織等の活動を理解し、積極的に入団及び参加するよう努めるものとする。

○【自助／事業者】災害時の事業活動の継続等

（災害時の事業活動の継続等）

第10条 事業者は、災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をし、及び継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における

防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害時に従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等の活動に参加することができるよう、環境整備に努めるものとする。

○〔自助／県民、事業者〕建築物の倒壊の防止

（建築物の倒壊の防止等）

第 11 条 県民及び事業者は、所有し、又は管理する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 県民及び事業者は、家具及び家財等について、あらかじめ、災害による転倒、落下、飛散等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。

○〔共助〕自主防災組織等の活動促進

（自主防災組織等の活動促進）

第 12 条 自主防災組織等は、市町村その他関係機関、事業者及び災害支援団体と連携しながら、防災知識の普及、防災訓練その他の防災対策を地域の実情にあわせて日常的に行うとともに、地域における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）の避難支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ要支援者に関する情報の把握に努めるものとする。

【県民等の防災活動 ～発災前後の避難行動～】

（避難行動）

第 13 条 県民は、避難の指示その他の避難のための措置（以下「避難の指示等」という。）の発令等があったときは速やかに避難することとし、避難の指示等が解除されるまでの間、避難を継続するものとする。

- 2 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難の指示等の発令等がない場合であっても、自ら防災に関する情報の収集に努め、避難を要すると判断したときは、自主的に避難することとし、避難を要しないと判断されるまでの間、避難を継続するものとする。
- 3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

【県民等の防災活動 ～避難生活～】

（避難所における生活環境の確保）

第 14 条 県民及び自主防災組織等は、主体的に避難所の運営に携わるとともに、避難所に滞在する被災者一人ひとりの人格、個性、心身の状態に配慮しつつ、避難所における良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

【自助・共助の促進に関する県の施策】

（防災活動の促進に関する県の施策）

第 15 条 県は、県民等による防災活動の促進のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- （１）防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成
- （２）県民が行う生活物資の備蓄の促進に関する普及啓発
- （３）消防団員の確保及び自主防災組織等の設立に向けた県民への普及啓発
- （４）事業者に対する防災に関する正しい知識及び技能の習得のための研修等の実施及び促進
- （５）事業者が行う備蓄の促進及び資機材の点検に関する普及啓発
- （６）消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者への普及啓発
- （７）建築物の倒壊及び家具等の転倒防止に関する県民及び事業者への普及啓発及び対策の促進
- （８）自主防災組織等の充実の促進
- （９）災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における、情報の収集及び県民等への速やかな提供
- （１０）避難行動要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、事業者及び関係機関等への必要な支援
- （１１）避難所の良好な生活環境を確保するための市町村と連携した避難所環境の整備
- （１２）前各号に掲げるもののほか、県民等による自助及び共助の促進に資する施策

【防災啓発期間】

（防災啓発週間）

第 16 条 県民等による防災活動の一層の充実を図るため、県民等が防災に向けた取組を積極的に実施する期間を設ける。

2 県民は、前項の期間中の取組を通じて、自らの防災力の向上を図るよう努めるものとする。

【財政上の措置】

（財政上の措置）

第 17 条 県は、前 2 条による県民等による自助及び共助の促進のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。